

イスラム法解釈における脱文脈化と再文脈化 — 公的空間に投げられるファトゥワーから見る再普遍化の動き —

八木 久美子

1. イスラム法を取り巻く状況
 - 1.1. イスラム法とは
 - 1.2. グローバル化という挑戦
 - 1.3. ファトゥワー、法学者の見解
2. 公的空間に投げられるファトゥワー
 - 2.1. パーソナルなものとしてのファトゥワー
 - 2.2. 教育レベルの上昇とメディアの発達
 - 2.3. ファトゥワー集とファトゥワー・バンク
3. 公的空間におけるファトゥワーのあり方
 - 3.1. 脱文脈化されるファトゥワー
 - 3.2. 再文脈化されるファトゥワー
4. イスラム法解釈における一般信徒の存在感

1. イスラム法を取り巻く状況

1. 1. イスラム法とは

イスラムという宗教は、何を信じるかだけでなく、何をなすか、つまり実践の正しさを厳しく問うという点において、日本で一般に、「宗教」という語から連想されるものとはかなり違っている。より具体的にいうと、イスラムは、唯一神、預言者、来世について説くだけでなく、日常生活における振る舞いにも正しさを求める。つまり、礼拝や巡礼など、狭い意味での宗教儀礼の遂行が求められるだけでなく、衣食住のありよう、人間関係の結び方など、人間がとる行動の一つひとつに神の意志が反映されることが目指されるのである。

イスラム教徒が守るべき規範は「イスラム法」と呼ばれるが、イスラム法は人間の手によって作り上げられた実定法とはまったく異なり、神に由来するものとされる。よりイスラム的に言えば、それは神の意志そのものであり、イスラム法に従うことは、神の定めた正しい生き方をすることにほかならない。

しかしこれは、人間は神の定めた決まりに黙々と従うだけであり、受動的な生き方を迫られるということではない。なぜならば、一つひとつの具体的な規範は、どうすることが神の意志

に適うのかを知ろうと、人間が格闘し、導き出した結論の蓄積だからである。

一般に「イスラム法」という訳語が与えられるイスラムの用語には、実は「シャリーア (شريعة)」と「フィクフ (فقه)」の二つがある。前者は神がよしとする正しい道そのものであり、時空を超え永遠不変であるのに対して、後者はそれを見極めようとする人間の知的営為およびその成果であり、「法学」あるいは「法解釈」とも訳される。

基本的な考え方について見ておくと、有限な存在である人間には、絶対者である神の望む正しい道、つまりシャリーアを完璧に理解することなどできないという理解が出発点にある。それを前提に、啓典コーランおよび完璧な手本と位置づけられる預言者ムハンマドの慣習を手がかりに、神の命ずるところが何であるかを探し出そうとするのが法学、法解釈ということになる。

生活のなかで具体的な戒律、規範として立ち現われるのは、言うまでもなく後者の法学、法解釈としてのイスラム法である。それは人間の営為であるがゆえに無謬ではあり得ず、当然のことながら不変ではありえないどころか、永続的な議論の場と見るほうが正確であろう。

1. 2. グローバル化という挑戦

本論で明らかにしたいのは、グローバル化によってイスラム教徒の環境が多様化し、かつ急速に変化しているなかで、イスラム法が人々の生き方の指針として力を持ち続けているのはなぜかという点である。

人やモノが国境線を軽々と越え、地球規模の移動を続けることによって、古典的なイスラム法学の考え方は根底から覆されようとしていることは明らかだ。たとえば、イスラム法学においては、世界をイスラムが支配的な場所である「イスラムの家」と異教が支配する「戦争の家」に二分し、別の扱いをしてきた。それによって、「イスラムの家」に生きる者にとっては禁止とされる行為が、「戦争の家」にいる者には許容されるというような考え方が生まれる¹⁾。

しかし、この二分法が大きく揺るがされていることは誰の目にも明らかだろう。グローバル化の時代、人間は一つの場所で生涯を終えるわけではない。欧米諸国や日本などのイスラム教徒コミュニティは拡大し続けているし、ビジネスで世界中を回るという話はすでに珍しくもなくなっている。イスラム教徒は「イスラムの家」で生活するのが基本なのだという見方は、もはや過去のものとなっているのである。

さらに、「イスラムの家」に生まれ、そこで生涯を過ごす場合でも、グローバル化の波と無縁ではいられない。なぜならば、たとえ聖地メッカの住人であっても、その生活空間には今や外からのモノや情報が日々、なだれ込んでくるからである。彼らもまた、一世紀前のイスラム

教徒には想像もつかなかった事態に直面し続けている。

グローバル化の進行によって、非イスラム教徒とともに生きること、イスラムの規範とは無縁の文物に囲まれて生活することが日常化する。要は、長い歴史を持つイスラム法学の蓄積が意味をなさないような事態が生じているということである。法解釈における方法論の根底が覆るだけでなく、これまで有効性を問われることなどありえなかった規範が、再検討に付される。シュッツの言い方を借りれば、「習慣性、自動性、半意識」ということばで説明可能であった規範や戒律のあり方が完全に崩れているということである²⁾。

だとすれば、イスラム法はすでにその役割を終えた過去の遺産とみなされても不思議ではないだろう。しかし、現状は逆である。これから順を追って見ていくが、イスラム法学の専門家の見解に対する人々の関心は高く、彼らの発言は注視され続けている。少し先回りして言うと、「イスラムの家」と「戦争の家」の区別などなく、地球上のどこにしようとも変わりなく、イスラム教徒として生きることを可能にするような規範のあり方が求められている。

1. 3. ファトゥワー、法学者の見解

人々の置かれた状況が激変する現代、新しい法解釈なしには「イスラム法に従って生きる」こと自体が不可能になっていると言っても、それほど誇張ではないだろう。このことを前提に、イスラム法学における議論のあり方について見ていきたい。ただし、ここで焦点を当てるのは、専門家である法学者のあいだで交わされる言説ではなく、彼らの見解がいかにして一般信徒に伝えられるかである。

法学者とは、イスラム教徒の社会においてどのような位置を占めているのだろうか。コーランを中心としたイスラムに関する学問を深く学んだ者、その意味で知識人とされる人々がウラマーと呼ばれ、イスラム教徒の社会では指導的な役割を果たしていることはよく知られている。ウラマーが学び、研究対象とする領域は、コーラン解釈、ハディース（伝承）学、神学など多岐にわたるが、そのなかでもっとも重要なのが法学である。なぜならば、それは他の学問領域とは異なり、人々の日々の行動に直接関係するからである。ウラマーという言葉が、しばしばイスラム法学の専門家、法学者を連想させるのはそのためであろう³⁾。

では、専門家である法学者と一般の信徒は、どのように繋がっているのだろうか。法学者の知見はどのようにして社会に浸透し、一般的な規範として定着していくのだろうか。そのルートには二つある。

一つは、集団礼拝における説教（*خطبة*）である。イスラム教徒は金曜日の正午に、モスクで集団礼拝を行なうが、その際には必ず説教が行なわれる。その時の社会の状況に合わせてテーマが選ばれ、それに絡めて専門家の見解が、一般の信徒にも理解できるよう、わかりやす

く伝えられるのである。もう一つのルートは、ファトゥワー（فتوى）である。イスラムでは、一般信徒が何か事を前にして迷った場合、法学者にイスラム法の専門家としての見解を求めるという制度がある。こうして出される法学者の見解、判断をファトゥワーという。

二つのルートのうち、ここで取り上げたいのは後者のファトゥワーの方である。なぜならば、説教は不特定多数の人々に向かって一方的になされるものであり、またモスクでの集団礼拝という「公的」な場で行なわれるがために、政治的な性格を帯びやすいのに対して、ファトゥワーは個人宛てに出されるものであり、人々の日常生活のなかの規範としてイスラム法を見るには、こちらの方が適切と思われるからである。

重要なのは、ファトゥワーとはアドバイス、助言以外の何ものでもないという点である。判決でもなければ、命令でもなく、いかなる意味においても強制力はない。つまり、それを受け取った人から見れば、ファトゥワーが出されたあとで、さらに考える余地が残されているということである。この点は、あとで重要になるのでとくに強調しておきたい。

法学者が専門家として出すものであることを考えれば当然であるが、ファトゥワーでは法学に関する専門的な用語や概念が使われることが多い。しかしながら、抽象的な法学議論ではなく、具体的な事例に対する対応であるだけに総じて親しみやすい内容になる。さらに一般の信徒のために出されるものという性格に基づき、噛み砕いた言い方がされ、その意味でも、ファトゥワーは専門家の知見が一般信徒に浸透する主要なルートとなっているのである。

ファトゥワーという制度の重要性について一点加えると、専門家のあいだの閉ざされた議論はともすれば、「重箱の隅をつつく」議論になりかねず、現実社会とは無縁の机上の空論になる可能性が否定できない。そのなかで、ファトゥワーは専門家と一般信徒のあいだに有機的な関係を生み、イスラム法が社会のなかで意味を持ち続けることを可能にしていると見るができる。

2. 公的空間に投げられるファトゥワー

2. 1. パーソナルなものとしてのファトゥワー

一般信徒はファトゥワーを必要とするとき、どこに行くのだろうか。もしも周囲に法学者がいればその人のところへ行けばいいし、近くのモスクにファトゥワーのための窓口があればそこへ出向けばいい⁴⁾。現在では、法学者と直接対面することができない場合には、電話やEメールで連絡し、ファトゥワーを出してもらうことも一般的である。イスラムには「教会」も「教区」も、そして「檀家」というような制度もないので、どの法学者にするかについても自分で自由に選ばばいいのである。

ただどのような形式で出されるのであれ、ファトゥワーが個人宛てに出されるものという点

では変わりはない。繰り返しになるが、誰か特定の人物がなにか具体的な問題と遭遇し、それに対する対応の仕方をめぐって専門家に見解を仰ぐ結果、出されるのがファトゥワーであり、法学者がなんらかの問いを設定し、それについて議論し、導き出す結論ではないのである。

相談の内容については、何の制限もない。政治家がこれから取ろうとする政策について、イスラム法に照らして問題がないかを尋ねることもある。会社の経営者が、新しい商品について意見を求めることもある。医師が新しい治療法について、相談をすることもある。そしてもちろん、普通の人々が、子供の教育、夫婦関係、金銭的な問題など、日本であれば身の上相談という扱いになりそうな、きわめて私的な事柄について尋ねるのもごく一般的なことである。

このように、相談の内容はきわめて具体的であり、やってきた者は自分の置かれた状況、人間関係などを詳細に話し助言を求める。法学者は、こうした話を聞いたうえで、イスラム法学の専門家として、どのようにすべきか、自らの見解、判断を伝えるのである。

混同されることが多いのでつけ加えておくと、これは近代以前の法廷でカーディーと呼ばれる法官が出した判決とはまったくの別物である⁵⁾。なぜならばファトゥワーが目指すのは、人と人の利害関係を調整することではなく、神と人間の関係をより正しい形に近づけること、つまり一人ひとりの人間の生き方、振る舞い方を、神の目から見たときによしとされるものに基づくことにあるからである。歴史的に見ると、一般にはカーディーよりもファトゥワーを出すムフティーの方が尊敬される傾向があったのは、こうした違いが人々によく理解されていたからだろう。

ファトゥワーのこの性格は、次の点にはっきりと表れている。解釈の結果は、是か非かの二分ではなく、義務 (واجب)、推奨 (مستحب)、許容・中立 (مباح)、忌避 (مكروه)、そして禁止 (حرام) という五つの範疇に分かれる。義務と禁止だけでなく、推奨、忌避、そして許容・中立という範疇があることに注目してほしい。つまり、「しなければならないこと」と「してはならないこと」だけでなく、「やらなくても構わないが、やったほうがいい」、「やっても構わないが、やめておいたほうがいい」、そして「どちらでもいい」という範疇もが存在するということであり、ファトゥワーはまさに助言であることがわかるだろう⁶⁾。

ファトゥワーについてまとめておくと、それは、一人の人間が実際に遭遇する問題を出発点とし、それについてイスラム法の見地から専門家はどう見るかを示すものである。また、電話やEメールという通信手段が使われるにしても、基本的には一般信徒と法学者のあいだでやり取りがあり、そのうえで出されるという意味で、きわめて私的かつ個人的な性格のものである。しかし、こうしたファトゥワーの性格に変化が生まれ、近年、社会におけるその存在感がとみに拡大しつつある。

2. 2. 教育レベルの上昇とメディアの発達

すでに明らかなとおり、ファトゥワーは、法学者と一般信徒をつなぐ役割をする重要なルートである。ではそもそも法学者と一般信徒、より広く言えばウラマーとそれ以外の普通の人々との関係はどのようなものなのか。

近代以前のイスラム教徒の社会では、ウラマーは唯一無二の知識人であり、彼ら以外に指導的な役割を果たせる者はいなかったと考えてよい。ウラマー以外には、読み書き能力があり、豊かな知識をもとに合理的な判断を下すことができる者はいなかったということである。しかし、日本でもそうであったように、19世紀の末に西洋諸国に倣った新しい教育が導入され、宗教とは無縁の知の領域が生まれると同時に、社会全体の教育水準が上がるなかで、ウラマーの存在意義は変わっていく。

かつて知識人として位置づけられていた彼らは、「宗教」という特定の分野の専門家になる。医師が医学の専門家であり、弁護士が法律の専門家であるように、ウラマーは「宗教」の専門家になったのである。重要なのは、イスラムとは関連のない分野で高い教育を受けた階層が拡大するにつれて、ウラマーではない知識人というものが初めて誕生し、ウラマーとそれ以外の一般信徒の関係は、知識人と教育のない民衆という関係から、専門家と一般人の関係に変わったという点である。これは一見、微妙な変化にも見えるが、ウラマーとりわけ法学者の社会的な役割を考えるうえで非常に大きな意味を持つ⁷⁾。

ウラマーとは別に、文字情報を使いこなし、批判的にものを考える習慣を持つ人々が次第に数を増す。そうした能力や習慣がイスラムに関する問題にも向けられるようになるのは自然なことだ。ひたすら法学者の判断を待つのではなく、自らコーランを読み、解釈しようとするという機運が生まれ、さらには、法学者たちのあいだでは、どのような議論がなされ、どのような見解が主流であるのかについて関心が高まるのは当然のことであろう。

とりわけこの流れが顕著になるのは、1980年代以降、イスラム復興の時代になってからである。人々のあいだでイスラム教徒であるという意識が強くなり、自らの生き方、ふるまいについてイスラムの規範という観点から見直そうという動きが目立つようになった。若い女性のあいだでベールを着用する者が増えたのは、この時期である。

こうした状況のなかで、ファトゥワー一般への関心が高まるが、それを後押ししたのは、20世紀の出版に始まり、現代のインターネットに至る多様なメディアの誕生と拡大である。本来、個人宛てに出されるものであり、その意味で私的で個人的なものであったファトゥワーがこうしたメディアをとおして公的な空間に投げられた。主要なファトゥワーは公開されることによって、特定の個人のための助言という性格を大きく変えることになる。

2. 3. ファトゥワー集とファトゥワー・バンク

エジプトの例で言うと、1900年ころ、雑誌、小冊子などに初めてファトゥワーが掲載されたという⁸⁾。ちなみに、エジプトという国は、スンナ派イスラムの最高学府であるアズハルを抱えていることもあり、そこでの事例はスンナ派の支配的な地域での展開を考える上で参考になる。

エジプトでは、19世紀の終わりから上からの西洋化・近代化政策がとられるが、そのなかで、エジプトという国のイスラム性を保証する役割を果たすよう期待され、誕生したのが、ファトゥワー庁という機関であった。ただし、この公的機関の設立によって、他の組織からファトゥワーが出されることを禁じられたわけでもなければ、個人単位で法学者がファトゥワーを出すことができなくなったわけでもない。とはいえ、エジプトがイスラムの国であるという確証を人々に与えるために上から取られたのが、ファトゥワーの存在を公的に保証することであったというのは、ファトゥワーという制度が持つ社会的な意味の大きさを理解するうえで重要である。

この機関から出されたファトゥワーが定期的にとまとめられ、出版されるようになるのは、1980年のことである⁹⁾。まさに、イスラム復興が誰の目にも明らかになった時期である。また、ムハンマド・シャアラーウィー (1911～1998) やあとで紹介するユースフ・アル＝カラダーウィー (1926～) のような大物の法学者も、自分が出した主要なファトゥワーをまとめ、ファトゥワー集として世に送り出している¹⁰⁾。

ただ念のために付け加えておくと、ファトゥワーが書物としてまとめられるという現象は、20世紀になって初めて起きたことではない。近代以前から、歴史に名を残すような偉大な法学者のファトゥワーが書物としてまとめられるのは普通のことであった¹¹⁾。しかしながら、こうした前近代のファトゥワー集と現在のファトゥワー集が異なるのは、それを誰がどのような場で利用するのかという点にある。

かつて、こうしたファトゥワー集というものは、法学者の卵が学ぶ場で教科書として使われるか、あるいは法学者が自ら判断をする際に参照するかであった。つまり、それはレベルの差はあれ専門家のみが使うものであって、基本的に一般信徒の目に触れるものではなかったのである¹²⁾。

しかし、現在の状況は、これとはまったく異なる。もっとも注目に値するのは、インターネット上に複数あるファトゥワーのサイトであろう。組織単位で運営されているものもあれば、法学者個人のファトゥワーがまとめられたものもあるが、こうしたデータベース化されたものが際立つのは、インターネットに接続されていれば、だれでも、どこでも、そしていつでも瞬時に、ファトゥワーを読むことができる点にある。さらには、キーワード検索が可能であ

るだけでなく、関連する資料にもリンクが張られているなど、イスラム法学の作法や用語に通じていない人であっても十分に使いこなせるようになっている点は重要である。

3. 公的空間におけるファトゥワーのあり方

3. 1. 脱文脈化されるファトゥワー

ファトゥワーが公的空間に投げられることによって必ず起きるのは、程度の差はあれ、ファトゥワーから相談内容の詳細、つまり法的判断の背景にあるコンテキストが抜かれるという傾向である。つまり、個人情報にあたるような部分、個人を特定できるような記述が削除される¹³⁾。このように問いを寄せた人物の置かれた状況や、問いが発せられるに至った背景がはっきりとはわからない形に加工されたファトゥワーが公的空間に投げられるということは、つまり、法解釈には必ず必要であるはずのコンテキストが大幅に欠落したファトゥワーが大量に流通するという事にほかならない。

具体的な例を挙げれば、あるサイトでは、「異教徒の屠殺した肉を食べることは許されるか否か」という形で問いが掲載され、根拠となるコーランの一節が引かれたあと、ユダヤ教徒とキリスト教徒の手によるものであれば許されるという内容の回答が載せられている。

相談者の名前はもちろんのこと、年齢、性別もこの場合はわからない。さらに重要なのは、エジプトやサウジアラビア、あるいはトルコやインドネシアのようにイスラムが支配的な地域に暮らす人が、経済的な事情から安い輸入肉の購入について尋ねているのか、それとも日本の地方都市のように周囲にイスラム教徒のコミュニティがなく、イスラムの規範に従って処理された肉を手に入れることがほとんど不可能である人物が、育ち盛りの子供に肉を食べさせたいという思いから可能性を問うているのかはまったくわからないということである。

こうした情報は無意味であり、掲載する必要のないものと思われるかもしれない。しかしここで思い出してほしいのは、イスラム法は行為規範であり、だれがどのような状況でどのような事情でそれをなすかによって、まったく同じ行為であってもそれが許されるか否かの判断が変わるものだという点である。「イスラムの家」でなされようとしているのか、それとも「戦争の家」でのことなのか、また、前近代の文脈で言えば自由人か奴隷かが判断の上で欠くことのできない情報になる。もっとわかりやすい例で言えば、豚肉は禁じられているが、たとえば食べなければ殺されるというような場合、あるいは他に何も食べる物がなく食べないと飢える場合などは、豚肉を食べることは許される行為となる¹⁴⁾。だとすれば、コンテキストが欠落したファトゥワーは、本来の機能を果たせないという見方すら可能ということになる。

しかし、これについてはまったく別の見方をすることもできる。というのは、こうした個人的な背景、個別の文脈がない形に加工されているからこそ、ファトゥワーは汎用性を増し、よ

り多くの人々にとって意味あるものとなりうるということでもあるからである。先に挙げた肉の処理方法に関するケースでいえば、イスラム教徒の手によって処理された肉でなければならぬという見方もある一方で、ユダヤ教徒やキリスト教徒といったいわゆる「啓典の民」によるものであってもよしとする見方が著名な法学者のあいだにあるということが広く了解されることになる。

3. 2. 再文脈化されるファトゥワー

その一方で、公開されるファトゥワーには、今見たのとは逆の傾向を見せるものがある。つまり、相談者の寄せる問いをできるだけ手を加えずに掲載している例である。もちろん、公開される以上、相談者が特定できるような情報は注意深く省かれている。しかしそれでもなお、相談の詳しい内容、相談者の問題意識のありどころなどは手に取るようによくわかり、時には相談者の言葉がそのまま使われているのではないかと思われるようなケースもある。

こうしたファトゥワーの例として、先に触れたカラダーウィーのものを挙げるが、その前に一つ確認しておきたいことがある。カラダーウィーにはファトゥワー集以外にも、数多くの著作があるが、そのなかでももっともよく知られているのは、『イスラムにおけるハラールとハラーム』である¹⁵⁾。この本は、元来、アメリカおよびヨーロッパにおけるイスラムへの理解を促進しようという目的で書かれたものであるが、それだけでなく、これらの地域に生きるイスラム教徒が抱いている疑問に答えることも、もう一つの目的として加わった。

カラダーウィーがこの本の中で、グローバル化の進む時代にコンテキストを抜き、結論だけを記したファトゥワーが流通することの問題を鋭く指摘していることは注目に値する。新しい状況に目を向けず、古くから受け継がれた多くの前提を再検討することなく、ある行為を是あるいは非とするような議論は、従来イスラム法学の視野に入っていなかった状況に生きる人々にとって意味をなさない。ひいては、イスラム法自体、イスラムの支配的な「イスラムの家」とされる地域で生きる者以外には有効性を持たないという見方にもつながりかねない。

では、実際に彼のファトゥワーを見てみよう。ここで紹介するのは、日本に暮らす（おそらくアラブ人の）イスラム教徒の相談に応えたものである。彼らはいわゆる「戦争の家」とされる場所で宗教的少数派として生きるイスラム教徒であり、イスラム法の議論において、従来十分な配慮がなされてこなかった人々の典型である。

ここで問われているのは、日本人から酒の出る席に招待されることがあるが、それを受けてよいかどうかである。以下にファトゥワー集から質問の部分をそのまま引用する。

「私たちは日本に移り住んだイスラム教徒です。日本のいろいろな会社や組織で働いていま

す。職場の同僚や上司、さらに近所の人たちがいろいろな機会に宴会に招いてくれるのですが、友好関係を強め、イスラムの布教のための布石を敷くために、そして好意的に対応することによってイスラムへの共感を呼び起こすためにも、招待に応ずるのが適切だと私たちは考えています。しかしながら、問題は彼らが客に酒を出すという点です。彼らはそうすることを客へのもてなしと考えています。ただ私たちは酒を飲まないのだと知ると、私たちの感情や価値観を尊重し、勧めるのをやめてくれます。このような席に参加することは、酒の回される席に座ることになるわけですが、その背後に公益があるという理由でイスラム法的に許される事柄になるのでしょうか。それとも酒の席に出ることは、『神と最後の審判の日を信じる者は酒の回される席には着かない』というハディースによって、禁止(حرام)であり禁じられたものとなるのでしょうか。この件に関し、私たちに判断を与えてください。そして神が啓示したものによって私たちの道を照らしてください。あなたに神の良き褒美が与えられますように。」¹⁶⁾

注目してほしいのは、一般論としては酒の席には着くべきではないとされていること、それが一つのハディースを根拠としていることを相談者が十分に承知しており、そのうえで、酒の席に着くことによって日本人の仲間と信頼関係を築き、イスラムについて理解を得る機会を持つことの重要性和天秤にかけているという点である。この質問者がイスラム法に関してかなりの知識を持っていることが見てとれる。

参考のためにつけ加えておくと、イスラムでは飲酒が禁じられているのはあらためて指摘するまでもないが、従来は酒の出される席に着くことも禁じられているとする見方が有力であった。かつて、イスラム教徒はイスラムの教えが支配的な地域に暮らすというのが当たり前であった時代には、酒の席に着くことなど通常ありえず、あったとしてもきわめて例外的な状況を意味したことを思えば納得がいく。

逆に言うと、かつては酒の席を遠ざけることによって、なんらかの不都合が生じることなどまずありえなかったということである。しかし今日のように人々が国境線を超えて行きかう時代、欧米諸国や日本など、イスラムが力を持たない場所でイスラム教徒が生活することは珍しいことではなくなっている。本人が飲酒をすることはしないにしても、酒の出る席に招かれることは頻繁にあるに違いない。そうした席を一切拒否することは、社会的にさまざまな摩擦を引き起こすことも大いに考えられるのである。

氏名など、質問者を特定できるような情報はもちろん何も記されていない。しかし、すでに指摘したとおり、相談者にはイスラム法に関するかなりの知識と、イスラムへの理解を拡大したいという高い意欲があることは明らかである。この人物がイスラム教徒として生きるという

強い意志を持っていることは確かであり、酒を飲む可能性などないと考えていい。

また、問われているのが、酒の席に着くこと一般の是非ではなく、イスラム教徒が圧倒的マインオリティであり、イスラムについてほとんど知られていない日本という社会に生活基盤を置くイスラム教徒が、イスラムへの理解を深めてもらうこと、周囲の日本人と良い関係を築き上げることを目的として、酒の席に着くことの是非であることを見落としてはならない。

しかしなぜ、このファトウワーでは、「酒の席に着くことは許されるか」、あるいは「異教の地で酒の出る席への招待を受けることは許されるか」という形に問いをまとめてしまうのではなく、原文をほとんどそのまま載せたのではないかと思われるような引き方をしているのだろうか。

まず、カラダーウィーはどう答えているのかを見ていきたい。彼は最初にイスラム法に関して基本的な説明を行なったあと、イスラムにおいて禁止とされているものには複数の種類があると指摘する。つまり法解釈の五つの範疇の一つである禁止には、さらに下位区分があるというのである。

第一は、いかなる状況においても絶対に許容されない類 (محرم لا يباح بحال) である。彼はコーランの一節を引用し、その例として、自らの母親、娘、姉妹、叔母、姪と婚姻関係を結ぶことを挙げている。

第二は、不可欠と判断される場合において以外は禁止されるもの (محرم لا يباح إلا في ضرورة)、言い換えると通常は禁止行為であるが、不可欠な場合には許容される行為とみなされるものである。なお「不可欠性 (ضرورة)」というのは、それがないと生命が脅かされるなどの決定的な危険、損失が発生するような状態のことを指す。

ここで、彼は死肉、血、豚肉、およびアッラー以外 (の名) で供えられたものは禁じられているが、「故意に違反せず、また法を越えず必要に迫られた場合は罪にはならない」というコーランの一節を引き、ほかに食べ物が無くそれを食べなければ飢えて死ぬという場合には、こうしたものを食べることは禁止行為ではなく許容行為になるという。

第三の範疇として挙げられるのは、必要な場合以外は禁止される (محرم لا يباح إلا في حاجة) というもので、第二の範疇と似ているがやや異なる。というのは、場合によって許容されるという点では同じだが、許容される基準がより緩やかになるのである。ここでは必要性があればいいとされるが、この「必要性 (حاجة)」は「不可欠性」とは別物である。つまり、それがないと生命の危険などの大事に至るというのではなく、それがないと不便、不都合が生じるという意味で必要とされるというのである。この範疇について、カラダーウィーは詳細に議論を展開する。なぜなら、質問者によって問われている「酒の出る席に着くこと」に対する禁止はまさにこの類だからである。

この範疇の禁止を論ずるにあたって、彼はこれまでイスラム法学者のあいだでは「抜け道（ذريعة）をふさぐ」ことが優先され、その結果、「不可欠性」については配慮されながら、この「必要性」に十分に考慮されてこなかったと指摘する。

「抜け道をふさぐ」について説明しておく、それはある行為がそれ自体は必ずしも禁止とさえない場合でも、それを許容することで他の明らかな禁止行為につながる、つまり禁止行為への抜け道となる場合は、禁止すべきだという考え方である。そして、彼は酒の出る席に着くことが禁止されていたのはまさにこの考え方によると言う。酒の出る席に着くことは、それ自体は明らかな禁止行為ではないものの、そうすることで飲酒という明らかな禁止行為につながるのを防ぐという考え方が取られていたということである。

カラダーウィーは、こうした論理そのものを否定するわけではない。しかしながら、このケースでは「必要性」を重視すべきだとする。ここで重視すべき「必要性」とは何か。背景にあるのは、まさにグローバル化の生み出した新しい状況にほかならない。

つまり彼は、グローバル化の時代に生きるイスラム教徒として、日本人と友好関係を作ること、それを基にイスラムへの理解や共感を呼びおこす機会を増やすことの重要性に配慮し、そのために酒の席に着くことの「必要性」を優先するのである。言い換えれば、これをしないことによって生じる不都合、損失があまりにも大きいと見るということだ。そして結論としては、この質問者には飲酒をしないという固い意志があり、イスラムについての理解を得たいという善き意図があるのであるからと念を押したうえで、この質問者が酒の席に着くことは許されるとカラダーウィーは言う。

このファトゥワーに関して注意したいのは、カラダーウィーは相談者であるこの特定の人物に関して問題なしとしているのであって、「酒の席に着くこと」を無制限によしとしているわけではないという点である。その点からすると、先に見たコンテキストを抜いたファトゥワーとは異なり、このファトゥワーの汎用性は低いということになる。

しかしそれと同時に、このように相談者の生活環境や意識の高さなど、具体的なコンテキストを取り入れることにより初めて、最終的な結論だけでなく、なぜそのような法学的な判断をするに至ったかをも詳細に解き明かすことができるようになってきていることを見落としてはならない。

このようにコンテキストを取り込んだファトゥワーは、どちらかと言うと、相談内容がまさに現代の状況を反映するようなもの、言い換えるとまだコンセンサスができておらず、議論の俎上に置かれているような問題が多いことは当然のことと言えよう。なぜならそうした新しい問題への対応は、過去の法学者たちの判断の蓄積に頼ることができない分、新しい可能性を切り拓く場でもあるからである。

ただどのような内容が取り上げられるにせよ、このようにコンテキストを盛り込んだファトウワーは、イスラム法の思想や方法論といったレベルで、専門家の知見を一般信徒に解き明かすルートとなっていることだけは確かであろう。コンテキスト抜きファトウワーが法学者のあいだでの「常識的な」、「主流の」見解を伝えるルートとなるのに対して、ここではいわばイスラム法の作法、あるいはイスラム法学の精神といえるようなものが伝授されるのである。

4. イスラム法解釈における一般信徒の存在感

以上のことから、次のような点が明らかになる。ファトウワーは元来、個人のために出される助言であった。そうしたありようは、現在でももちろん失われてはいない。しかしそれと同時に、主要なファトウワーは公的な空間に投じられることが多くなり、その場合、それらのファトウワーからは、特定の人物のための助言という本来の働きは失われることになる。

しかしながら、元来は特定の個人のために出されたファトウワーに手が増えられ、公的空間に置かれるのにふさわしい形に変えられることにより、それは元来の意味とは異なる働きを獲得する。「あなたはこうすべき」という二人称の語りではなく、パーソナルな性格を失うと同時に、そのメッセージは一般化され、誰もが自分のとるべき行為について判断するための指針、参照枠として機能し始めるのである。

少し話がずれるが、最近よく指摘される問題に、「ファトウワー・カオス (فوضى الفتاوى)」がある。一言で言えば、あまりにも多くのファトウワーが公的空間に存在することが、かえって人々を混乱させるとして問題視されているのである。とくにインターネット上には、「ファトウワー」と称する見解が溢れ、時には、法学者として十分な資格を持っているとは思われない人物によるものもあるようだ。ただ、そうしたファトウワーの存在の是非はここでは問わない。

注目したいのは、ファトウワーは求める人がいなければ出されないという点である。つまり、人々が専門家の見解を求めるから、次々とファトウワーが出される。最初に触れたとおり、イスラム教徒を取り巻く環境が多様化し、新しい状況が出現し続けるということは、イスラムの規範に従って生きようとするほど、判断を迫られる局面に遭遇し続けるということである。そのなかで法学者の見解が存在感を拡大していく。ファトウワーが開かれた場に置かれることにより、人々は自分のためのファトウワーが得られない場合でも、イスラム法のなかに何らかの手がかりを見つけることができるような状況が生まれているのである。

また、次の点も重要である。先述したとおり、ファトウワーは元来、専門家による助言であり、拘束力、強制力はなく、その意味でそれに従うか否かは最終的にはそれを受け取った一信

徒の意志に委ねられている。たとえば、ある法学者から出されたファトゥワーにまったく説得力がなければ、無視されることもある。相談者が、あらためて別の法学者のところに行くこともあり得る。その意味において、従来から現実社会のなかでイスラムの規範がどのような形をとるかは、実は一般信徒が決定する部分が大きいのである。

であるとすれば、開かれた空間に置かれたファトゥワーを参照し、人々が自分の力で判断をするという展開は、まったく新しいものというよりも、以前からあったこの傾向がさらに拡大しているとも見ることもできるだろう。人間社会の仕組みはますます複雑さを増し、その領域の専門家でなければ理解不可能な部分が拡大しつつある。医学的な問題に関して医師の見解が参考にされたうえでファトゥワーが出されることがあるように、場合によってはその領域の専門家の意見を組み入れたファトゥワーが出される傾向が増している。法学者の専門的な知見と、現実社会に生きる一般信徒の経験が合わさり、相乗効果を生み出すことによって、イスラム法は地域や時代の制約を超え、有効なものであり続けるのである。

注

- 1) この世界観に付随するものとして、イスラム教徒は「イスラムの家」に生きることが基本であり、かつそうすべきだという考え方があり。しかし、欧米諸国や日本などに生活するイスラム教徒の増加は、この考え方に再検討を迫っている。
- 2) シュッツ 1982年。
- 3) ただ、「知識人」という語を使ったことからわかるとおり、彼らはキリスト教の司祭、仏教の僧侶とは異なり、厳密には「聖職者」と呼ぶことはできない。というのは、彼らは一般信徒と異なる戒律を守るわけでもなければ、一般信徒にはない特別な力を持つとされているわけでもないからである。当然のことながら、「叙階」、「得度」に匹敵するような制度はなく、誰がウラマーあるいは法学者と認められるかについては、一律の基準というものは存在しない。
- 4) 小杉 (2002) は、エジプトにおいてモスクの一角でファトゥワーが出されている事例を紹介している。
- 5) Messick (1993) によれば、ファトゥワーが出される場には、相談内容が複数の人間が関与する問題であっても、当事者の一方しか出席せず、またその人が提供する情報について証拠を求めるなど、真偽を問うことはされないという。これはまさに、ファトゥワーの目的が調停ではなく助言であることを示している。
- 6) これに対してカーディーは5つの範疇のうち、義務と禁止の2つしか用いない。あとは「合法 (حلال)」とし、問題なしの扱いにする。
- 7) この点については、拙著 (2011) を参照されたい。
- 8) Skovgaard-Petersen 1997: 11.
- 9) Skovgaard-Petersen 1997: 241.
- 10) محمد متولي الشعراوي د.ت، يوسف القرضاوي ٢٠٠٣
- 11) たとえば14世紀のイブン・タイミーヤ (1263-1328) のファトゥワー集を見ると、相談内容は極めて簡略化され、「～に関する問題」というようにテーマとして扱われているのがわかる。
- 12) たとえばイブン・タイミーヤのファトゥワー集では、相談者の存在感はまったく消され、「～に関する問題」というように一つのテーマとして記されている。ابن تيمية ١٩٩٨
- 13) 実際にはそれだけでなく、より分かりやすい形に文章を整える編集作業を経て、ようやく表に出るの

であり、個人宛てに出されたファトワワーがそのまま刊行されるわけではない。

- 14) 根拠となるコーランの一節を挙げるとすれば、以下のとおりである。同様の記述はコーランのなかにほかにも存在する。

「言ってやるがいい。『わたしに啓示されたものには、食べ度いのに食べることを禁じられたものはない。只死肉、流れ出る血、豚肉—それは不浄である—とアッラー以外の名が唱えられたものは除かれる。だが止むを得ず、また違犯の意思なく法を越えないものは、本当にあなたの主は、寛容にして慈悲深くあられる。』」 (6:145)

日本語訳は、日亜対訳注解 『聖クルアーン』 (日本ムスリム協会) による。

- 15) يوسف القرضاوي 1994

- 16) يوسف القرضاوي 2003، ص. 645-647.

参考文献

Auda, Jasser 2008

Maqasid al-Shariah as Philosophy of Islamic Law: A Systems Approach, London: The International Institute of Islamic Thought.

Jackson, Sherman A. 1996

Islamic Law and the State, Leiden: Brill.

Johansen, Baber 1999

Contingency in a Sacred Law: Legal and Ethical Norms in the Muslim Fiqh, Leiden: Brill.

Masud, Muhammad Khalid; Messick, Brinkley; Powers, David S. eds 1996

Islamic Legal Interpretation: Muftis and their Fatwas, Karachi: Oxford University Press.

Messick, Brinkley 1993

The Calligraphic State, Berkeley: UCLA Press.

Skovgaard-Petersen, Jakob 1997

Defining Islam for the Egyptian State, Leiden: Brill.

Smith, Wilfred Cantwell 1991(1962)

The Meaning and End of Religion, New York: Macmillan.

小杉泰 2002

「イスラーム人生相談所：暮らしの中の法学」大塚和夫編『現代アラブ・ムスリム世界：地中海とサハラのはざままで』、世界思想社。

シュッツ、アルフレッド 1982

『現象学的社会学の応用』中野卓監修、桜井厚訳、御茶の水書房。

八木久美子 2011

『グローバル化とイスラーム—エジプトの「俗人」説教師たち』、世界思想社。

ابن تيمية 1998

.الفتاوى الكبرى، بيروت: دار المعرفة

دار الإفتاء المصرية

.الفتاوى الإسلامية، وزارة العدل

.محمد متولي الشعراوي د.ت

الفتاوى: كل ما يهم المسلم في حياته يومه وغد

يوسف القرضاوي 1994

الحلال والحرام، بيروت: المكتب الإسلامي

يوسف القرضاوي 2003

فتاوى معاصرة 3، كويت: دار القلم لنشر وتوزيع

Decontextualization and Recontextualization in Islamic Jurisprudence

YAGI Kumiko

Globalization, as cross-border flows of people and goods, has challenged Islam by nullifying some of the bases of Islamic jurisprudence such as the dichotomy of ‘Abode of Islam’ and ‘Abode of War’. Nevertheless, Islamic law does not lose its significance as a crucial component of Islam. What is happening to Islamic jurisprudence? What makes it as relevant to people’s lives today as ever?

The key is the fatwa, the legal opinion issued by a jurist. Since Islam is a religion and comprehensive way of life, the fatwa covers all the phases of human life. A fatwa was originally personal in the sense that it was issued to a recipient as a piece of advice. Jurists took into consideration the particular situation the recipient lived in and the social background against which the question was asked. Consequently, one and the same demeanor could be deemed permissible for one person and impermissible for another person.

However, an important change has happened to the fatwa since the 20th century. As the educational level of the Muslim public improved, ordinary Muslims other than jurists came to read sacred texts such as Quran and Hadith, and became interested in Islamic jurisprudence in general and major jurists’ opinions in particular. At the same time, mass media such as print in the 20th century and the internet in the 21st century developed. Consequently, important fatwas were published in book form and/or put on the internet. Fatwas became open to the public.

In this process, decontextualization happened to the fatwa: personal information such as the name of the addressee was deleted, and fatwas in public space were no longer personal advice but open to public discussion. Subsequently, a seemingly opposite development, recontextualization of fatwa, took place. Contextual information such as the recipient’s social environment, financial situation, or family background came to be recorded. This made it possible for a jurist to explain in his fatwa how and why he came to the conclusion, explaining the ideas and spirits of Islamic jurisprudence.

The fatwa became an important route through which ordinary Muslims were informed of views and opinions of jurists as well. This created a space where ordinary Muslims other than jurists could play an active role and enabled Islamic jurisprudence to become adaptable to changes in society.